第一の一の㈡のイの表北海道の項中「きらら三九七」の下に「、そらゆき」を加え、同表青森県の項中「あきたこまち、恋ほのか」を「青系一八七号、あきたこまち」に改め、同表秋田県の項中「たかねみのり」の下に「、ちほみのり」を加え、同表山形県の項中「山形九五号」の下に「、山形一一二号」を加え、同表茨城県の項中「一番星」の下に「、笑みの絆、ＬＧＣソフト、華麗舞」を、「ひとめぼれ」の下に「、姫ごのみ」を、「萌えみのり」の下に「、ゆうだい二一」を加え、同表栃木県の項中「、月の光」を削り、同表千葉県の項中「、夢いっぱい」を削り、同表新潟県の項中「あきだわら」の下に「、いのちの壱、えみのあき、笑みの絆」を、「どんとこい」の下に「、和みリゾット」を加え、「、萌えみのり」を削り、同表石川県の項中「ほほほの穂」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表福井県の項中「日本晴」の下に「、はえぬき」を、「フクヒカリ」の下に「、ほむすめ舞」を加え、同表岐阜県の項中「、白雪姫」を削り、同表滋賀県の項中「、かぐや姫」を削り、同表大阪府の項中「コシヒカリ」の下に「、にこまる」を加え、同表兵庫県の項中「むらさきの舞」の下に「、ゆうだい二一」を加え、同表和歌山県の項中「コシヒカリ」の下に「、にこまる」を加え、同表島根県の項中「つや姫」の下に「、にこまる」を加え、「、夢十色」を削り、同表広島県の項中「キヌヒカリ」の下に「、恋の予感」を加え、「、中国二〇一号」を削り、同表徳島県の項中「あきたこまち」を「あきさかり、あきたこまち」に改め、同表福岡県の項中「コシヒカリ」の下に「、ちくし九〇号」を加え、「、ニシホマレ、ひとめぼれ」を削り、「ヒノヒカリ」の下に「、姫ごのみ」を加え、同表宮崎県の項中「さきひかり」の下に「、つや姫」を加え、同表沖縄県の項中「及びひとめぼれ」を「、ひとめぼれ及びミルキーサマー」に改める。

第一の一の㈢のロの表宮城県の項中「ヒメノモチ」を「こもちまる、ヒメノモチ」に改め、同表秋田県の項中「たつこもち」の下に「、ときめきもち」を加え、同表福島県の項中「、ヒメノモチ、紫こぼし及び夕やけもち」を「及びヒメノモチ」に改め、同表新潟県の項中「こがねもち」の下に「、ゆきみのり」を加える。

第一の一の㈢の附の六中「生産局長」を「農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）」に改め、同附の七中「農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）」を「生産局長」に改める。

第一の二の㈡のハの表青森県の項中「青系酒一八四号、」を削り、「華想い」の下に「、華さやか」を加え、同表山形県の項中「美山錦」の下に「、山形酒一〇四号」を加え、同表栃木県の項中「、玉栄」を削り、同表兵庫県の項中「愛山」の下に「、伊勢錦」を加え、同表熊本県の項中「神力」の下に「、華錦」を加え、同表宮崎県の項中「はなかぐら」を「南海酒一七五号、はなかぐら」に改める。

第一の四の㈡のイの表北海道の項中「キタノカオリ」を「きたさちほ、キタノカオリ」に改め、「タクネコムギ」の下に「、つるきち」を加え、同表宮城県の項中「あおばの恋」の下に「、銀河のちから」を加え、同表秋田県の項中「あきたっこ」を「銀河のちから」に改め、同表山形県の項中「、ネバリゴシ」を削り、同表福島県の項中「きぬあずま」の下に「、ふくあかり」を加え、同表愛知県の項中「東海一〇四号及び農林六一号」を「農林六一号及びゆめあかり」に改め、同表兵庫県の項中「シロガネコムギ」の下に「、せとときらら」を加える。

第一の五の㈡のイの表秋田県の項を削り、同表福島県の項中「、ファイバースノウ」を削り、同表茨城県の項中「、シルキースノウ」を削り、同表栃木県の項中「及びシルキースノウ」を削り、同表愛知県の項中「カシマムギ」を「カシマゴール、カシマムギ」に改める。

第一の五の㈢のロの表栃木県の項中「、とちのいぶき及びミカモゴールデン」を「及びとちのいぶき」に改め、同表島根県の項中「アサカゴールド及び」を削り、同表山口県の項中「アサカゴールド」の下に「及びサチホゴールデン」を加え、同表福岡県の項中「ニシノホシ」の下に「、はるか二条」を加え、同表佐賀県の項中「あまぎ二条」を削り、「、ニシノゴールド、ニシノチカラ、ニシノホシ及びミハルゴールド」を「及びニシノホシ」に改め、同表長崎県の項中「ニシノチカラ、」を削り、同表大分県の項中「アサカゴールド、」を削り、同表宮崎県の項中「キリニジョウ、」を削る。

第一の七の㈡のイの表宮城県の項中「あやこがね」を「あきみやび、あやこがね」に改め、「、スズユタカ」を削り、同表栃木県の項中「、ギンレイ」及び「、すずさやか」を削り、同表兵庫県の項中「オオツル」を「あやこがね、オオツル、こがねさやか」に改め、同表島根県の項中「サチユタカ」の下に「、シュウレイ」を加え、同表大分県の項中「エルスター、キヨミドリ」を削る。

第一の七の㈢のロの表栃木県の項中「コスズ及び」を削る。

第一の十一の㈡の表山形県の項中「及び最上早生」を「、最上早生及び山形そば五号」に改める。

附　則

平成二十六年以前に生産された国内産のもみ、玄米、小麦、大麦、大豆及びそばの銘柄については、この告示の施行後も、なお従前の例による。

○経済産業省告示第四十号

小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整理及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第百十号）の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第七百三十一号（小規模企業者等設備導入資金助成法施行令の規定に基づく経済産業大臣が定める金融機関等）を廃止する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一

平成十二年通商産業省告示第七百三十一号（小規模企業者等設備導入資金助成法施行令の規定に基づく経済産業大臣が定める金融機関等）は、廃止する。

附　則

この告示は、平成二十七年三月三十一日から施行する。

○経済産業省環境省告示第四号

特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）第三条第一項の規定に基づき、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等に関する基本方針（平成十一年厚生省・通商産業省・環境庁告示第一号）の一部を次のように改正したので、同条第三項の規定に基づき公表する。

平成二十七年三月三十日　　経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

三の1中「関係者の」の下に「それぞれの立場からの積極的な取組と」を加え、「特定家庭用機器廃棄物について」を「特定家庭用機器に係る使用済製品の再使用の促進を図りつつ、平成三十年度に、当該年度において再商品化等された特定家庭用機器廃棄物の数量（特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成十一年厚生省告示第百四十八号）により再生又は処分されたものを含む。）の製造業者等が国内向けに出荷した特定家庭用機器の数量（国内向け出荷のために輸入されたものを含む。）に対する割合（五において「回収率」という。）を五十六パーセント以上とすることを目指し」に改め、「円滑な引取り及び運搬」の下に「等」を、「報告を求めることが必要である。」の次に次の段落を加える。

さらに、国は、小売業者から製造業者等への引渡義務違反等に対する監督を徹底することが必要である。

三の2の(1)中「その」を「それぞれの金属の種類に応じた」に改め、「回収効率の向上」の下に「、金属の種類ごとの分別回収」を、「回収される金属の」の下に「種類ごとの」を加える。

三の2の(3)中「種類に応じた再商品化等」を「種類に応じた再商品化、とりわけ回収されたプラスチック類の特定家庭用機器の部品又は原材料としての利用」に、「再商品化等により」を「特定家庭用機器廃棄物から回収されたプラスチック類を部品又は原材料として同一種類の製品を製造すること並びに再商品化により」に改める。

三の2中「報告を求める」を「報告を求め、製造業者等やその委託を受けて再商品化等に必要な行為を業として実施する者における公正な競争や交渉を阻害しない範囲で、これを公表する」に改める。